

# 富山県産業技術研究開発センター研究評価実施要領

## (研究評価の目的)

**第1条** 産業技術研究開発センターにおける研究開発の公平性、客観性、透明性を確保し、効率化・活性化を図り、地域、県民のニーズ、時代の要請に即した、より優れた研究成果を上げるため、富山県試験研究機関研究評価の実施に係る指針に基づき、公正、適切な研究評価を実施する具体的な方法について定める。

## (研究評価委員会)

**第2条** 研究課題を評価するため、産業技術研究開発センターに、研究課題内部評価委員会（以下「内部評価委員会」という。）と研究課題外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。

- 2 内部評価委員会及び外部評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、それぞれ別に定める。
- 3 内部評価委員会及び外部評価委員会の事務局は、企画調整課に置く。

## (研究評価委員の責務)

**第3条** 内部評価委員と外部評価委員は、評価にあたって厳正な評価を心がけるとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## (評価対象)

**第4条** 産業技術研究開発センターで実施される研究課題は、原則として全て内部評価委員会での評価対象とする。

- 2 産業技術研究開発センターで実施される重要な研究課題については、外部評価委員会での評価対象とする。
- 3 前項に規定する外部評価委員会での評価対象研究課題は、内部評価委員会において決定する。

## (評価方法)

**第5条** 研究評価委員会において、次の各号の評価項目について、5段階に評価し、研究課題の評価点数を算出する。

### 1) 事前評価

次年度に実施を予定する研究課題について評価する。

- (1) 必要性（新規産業の創出、地域産業の高度化、企業の技術支援、行政ニーズ）
- (2) 新規性・独創性
- (3) 目標達成の可能性
- (4) 推進体制の妥当性
- (5) 期待される効果

### 2) 中間評価

研究期間が2年以上の研究課題について、その進捗状況と次年度の計画を評価する。

- (1) 計画の進捗度
- (2) 目標達成の可能性
- (3) 期待される効果

### 3) 事後評価

研究期間の終了した研究課題について評価する。

- (1) 目標の達成度
- (2) 研究成果の有用性

(3) 地域への貢献度・波及効果

#### 4) 追跡評価

研究成果の普及を目指した研究であって、本県産業に影響があると考えられるもの、又は、研究終了直後では波及効果を評価することが困難と考えらえる研究課題について、研究期間の終了後適切な時期に評価する。

(1) 地域への貢献度・波及効果

(2) 発表・展示会等の実績

#### (評価結果の取り扱い)

**第6条** 研究評価の結果は、研究課題の採択や継続に反映させることとする。

2 産業技術研究開発センター所長（以下「所長」という。）は、試験研究費や人材等試験研究資源の配分を見直し、効率的な研究開発の推進や研究員の研究意欲の向上に努める。

3 所長は、一連の評価終了後可及的速やかに外部評価委員会の研究評価結果を公表する。ただし、関連資料のうち、個人情報、又は企業情報の保護、知的所有権の取得等、機密の保持が必要なものは公表しない。

#### (その他)

**第7条** この要領に定めるもののほか、研究評価の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年7月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年9月21日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

# 富山県産業技術研究開発センター研究評価実施要領運用細則

## 1 目的

この細則は、富山県産業技術研究センター研究評価実施要領に基づき、研究課題評価を円滑に実施するため、その運用について定める。

## 2 評価の対象

要領第4条第3項に規定する評価対象研究課題の案を、事務局が次の項目を踏まえ作成する。

- 1) 研究資源をより多く投入する課題、投入した課題を優先する。
- 2) 外部評価委員の評価や助言により、研究の質の向上や成果の普及促進など大きな効果が期待できる課題を優先する。
- 3) 内部評価委員会での意見が分かれた課題を優先する。

## 3 評価の方法

- 1) 各委員が、研究課題の評価項目ごとに行う評価点の、判断基準は、次のとおりとする。
  - (1) 5点：極めて優れている
  - (2) 4点：優れている
  - (3) 3点：普通
  - (4) 2点：改善すべき点が多い
  - (5) 1点：劣っている
- 2) 研究課題の評価点数は、各評価項目の評価委員の平均値を合計した値とする。
- 3) その他、提言や助言を所見に記入する。
- 4) 事務局は、評価結果を取りまとめ、産業技術研究開発センター所長（以下「所長」という。）に具申する。

## 4 評価結果の判断

評価結果を受けて、研究評価委員会は、次の各号の基準を目安に、最終的な扱いを決定する。

- 1) 事前評価（25点満点）
  - (1) 評価点数が20点以上の研究課題は、実施すべき研究とする。
  - (2) 評価点数が10点以上20点未満の研究課題は、指摘事項を反映させ実施を認める研究とする。  
ただし、委員長が必要と認めるときは、取りやめについて協議することができる。
  - (3) 評価点数が10点未満の研究課題は、取りやめるべき研究とする。
- 2) 中間評価（15点満点）
  - (1) 評価点数が12点以上の研究課題は、研究継続とする。
  - (2) 評価点数が6点以上12点未満の研究課題は、指摘事項を反映させ研究継続とする。
  - (3) 評価点数が6点未満の研究課題は、評価年度を持って終了とする。
- 3) 事後評価（15点満点）
  - (1) 評価点数が12点以上の研究課題は、評価Aとする。
  - (2) 評価点数が6点以上12点未満の研究課題は、評価Bとする。

(3) 評価点数が6点未満の研究課題は、評価Cとする。

4) 追跡評価 (10点満点)

(1) 評価点数が8点以上の研究課題は、評価Aとする。

(2) 評価点数が4点以上8点未満の研究課題は、評価Bとする。

(3) 評価点数が4点未満の研究課題は、評価Cとする。

## 5 提出書類

ものづくり研究開発センター長、生活工学研究所長及び機械電子研究所長は、以下の各号の書類を、事務局に提出する。

- |         |   |
|---------|---|
| 1) 事前評価 | 次年度研究計画概要書  |
| 2) 中間評価 | 研究開始年度の場合：研究開始年度の研究計画概要書、次年度の研究計画概要書<br>研究開始年度以外の場合：直近の研究計画概要書、研究（中間）報告概要書、研究報告、次年度の研究計画概要書 |
| 3) 事後評価 | 直近の研究計画概要書、研究（終了）報告概要書、研究報告   |
| 4) 追跡調査 | 研究（追跡）報告概要書、研究報告  |

外部評価委員会では、上記以外に関連補足資料を提出する。

## 6 その他

その他、この細則に関し必要となる事項については、所長が定める。

### 附 則

この細則は、平成15年5月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成18年9月12日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成29年7月11日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和7年7月1日から施行する。